

全員協議会次第

平成28年11月15日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
菊地議長

3. 協議事項
(1) ふれあいセンターについて
(2) 公立保育所の民営化について
(3) 三芳町いじめのないまちづくり条例
(4) 三芳町いじめ問題対策連絡協議会条例
(5) 三芳町いじめ防止対策推進委員会条例
(6) 三芳町いじめ問題再調査委員会条例

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:32)
岩城副議長

平成28年11月15日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	細田三恵	議員	小松伸介
議員	安澤豊	議員	井田和宏
議員	本名洋	議員	吉村美津子
議員	細谷三男	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	菊地浩二	副議長	岩城桂子

欠席議員

議員	鈴木淳	議員	抜井尚男
----	-----	----	------

説明者

福祉課長	三室茂浩	福祉課 福祉担当 主任	近藤恵美
こども 支援課長	杉山加栄子	こども 支援課 保育所 長	伊藤和江
こども 支援課 担当主査	平野健太郎	教育委員 会教育長	桑原孝昭
教育委員 学校参事 兼 教育課長	佐藤和秀	教育委員 会学校 指導 主任	宇佐美宏一

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局 書記	山崎るり子
------	------	-----------	-------

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。本日は、定例の全員協議会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

また、日曜日にはすばらしい晴天のもと産業祭が行われまして、皆さんご参加をいただきましてありがとうございます。ことしは、去年の雨を契機にというか、やり方を変えて、グラウンドを余り使わないでということで、新しいやり方になりまして、若干狭いかなと思ったところもありましたけれども、その分にぎやかさが増したかなというところで、いい面、悪い面があったと思います。これもまた今後検証して、次回につなげていきたいというふうに思います。

また、今月の最後の日曜日には藤久保小学校のグラウンドと体育館で福祉まつりが行われます。こちらも28年の屋外で行う行事の最後となりますので、締めくくりとして、ぜひ皆さんご参加いただきたいと思います。

また、1階のロビーでは作品展の、今、総選挙をですか、やっていますので、ぜひ皆さんも尊い1票をお願いしたいと思います。

そして、きょうは、11月1日で議会の会派の構成が変わりました。三芳みらいが7名になりまして、皆さんには席替えをお願いいたしまして、ご協力ありがとうございました。これからこの形でいくかと思われるので、よろしくお願ひしたいと思います。

あした、あさってで一般質問の通告書の受け付けとなりますので、その点も、定例会も間もなく始まりますので、お願ひしたいと思います。

きょうは、この後厚生文教常任委員会も予定しておりまして、午後からは神奈川県二宮町の視察来庁がありますので、皆さんのご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

続きまして、次第の3、協議事項に移りたいと思います。進行につきましては議長、よろしくお願ひいたします。

◎ふれあいセンターについて

○議長（菊地浩二君） それでは、まず初めに、抜井議員と鈴木議員から本日欠席する旨の申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

協議事項に入ります。1番、ふれあいセンターについてご説明をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 皆さん、おはようございます。きょうは、ふれあいセンター、おかげさまで10月から新しいふれあいセンターを開始させていただいて、1カ月たちました。この1カ月の様子の報告並びに開始させていただいた報告をさせていただきたいと思います。担当私、福祉課長の三室と福祉担当主幹の近藤できょう出席させていただいていますので、どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元に、簡単なチラシで大変恐縮なのですが、ふれあいセンターのチラシを配付させていただきました。おかげさまで、社会福祉法人めぐみ会、そして社会福祉法人三芳町社会福祉協議会と9月補正でいただいた予算で契約をしまして、10月からふれあいセンターを開始いたしました。以前のふれあいセンターと違うところは、今まで金曜日お休みしていたのですが、月曜日から土曜日まで週6日開館をしているということで、ちょっと変更がございました。各種教室につきましては、このようにさまざまな教室を実施させていただいております。ふれあいセンターの皆さんの中でも、かしの木ケアセンター、多目的ホールをごらんになった方いらっしゃると思うのですが、板張りの体育館だったのですが、そこに一面カーペットを敷き詰めまして、くつろいでいただける雰囲気づくりをいたしました。主に半分にパーティションのようなものでちょっと分けて、前のほうではカラオケをやって、後ろのほうでは健康器具を主に置いてあります。そういったところでちょっとくつろいでいただくというようなしつらえになっております。めぐみ会かしの木ケアセンターの多目的ホール入ってすぐのところにローカウンターを設置しまして、スポーツクラブとかフィットネスクラブの受付窓口みたいなしつらえになっております。そのほか、55平米ある喫茶ルームのほうでは、スチームコンベクションとか電磁調理器を入れまして、極力調理ができる環境を整えさせていただきました。このような状況で1カ月運営をさせていただいて、団体の利用、主に老人クラブなのですが、一通りいろんな地区の方々が利用をしていただき、そして一般開放日のほうにも一般の方々がお見えになっていると。そんな中から幾つか声が上がっております。この声につきましてちょっと皆さんに報告したいのですが、大きく分けると施設の構造上の問題。それから、あとは、物が欲しいとか必要であるとか、そういった感じ。それから、環境が変わったことによって、ちょっと印象としてというようなご意見。大きく3つに集約されると思います。施設面でいいますと、まず1つ、舞台が欲しいと。今までふれあいセンターでは舞台を設置して、踊りをやったりカラオケをやったりしたのですが、今はもうそのままカーペットを敷いて、そこで歌っていただいたり、踊っていただいたりしております。そういった意味で、一番強い要望としては舞台が欲しいというようなことでございます。

それからあと、構造上、これはいかんともしがたいのですが、天井が高過ぎると。かねてからの天井についてはいろいろご意見いただいているのですが、天井が高過ぎるといようなところでございます。それからあと、喫茶ルームに入りますと、ハイカウンター、カウンターかなり高い、バーのようなカウンターというのですかね、かなり高いカウンターがあって、なかなかカウンターが使いづらいというようにお話がございまして。こういう設備面でのご意見があります。

それから、運営上、この施設との兼ね合いで出てきている意見としては、やはり天井が高いので、カラオケの音が反響して聞きづらいであるとか、音が割れてしまうであるとか、そういったご意見が出ております。

それからあとは、音がどうしても広いスペースなので抜けてしまうので、健康器具を使ってリラックスしたいという人もいや応なくカラオケの音が聞こえてくると。この状況はなかなか改善できない部分があるので

すけれども、そういった声もございます。それからあと、入り口入ってすぐにカウンターがあって職員がいるのですけれども、職員と話をするとき、やはり基本的に話がしづらいと、音が大きいのでというようなこともございます。私も事あるたびにふれあいセンターには寄って様子を見てきてはいるのですけれども、まず外へ漏れる音というのはさほど気にならないです。割と中で歌っている声がそんなにうるさく聞こえるという状況もないですし、近隣の施設からの苦情もございません。あとは、施設のほうでもいろいろ工夫していただいて、ボリュームをここまでにしましょうというふうに設定しているのですけれども、どうしても目を離れたすきにマックスまで持って行ってしまうと。そうしたら、当然音は割れてしまうし、うるさいというのもあるので、これは少しずつ利用者さんと施設の職員との関係性の中で出てくるかなと思います。

それからあと、細かい点でいいますと、トイレの前に中が見えないようにパーティションを仕切っているのですが、どうしても入り口の一画部分だけはパーティションがないわけですが、そこにもさらにパーティションをもうちょっと置いてほしいと。そんなに中が丸見えというほどではないのです。あいた部分から見ても中が見えないのですけれども、こういった要望があったり、さらに健康器具を充実させてほしいと。今健康器具であるのは、ヘルストロンと昔ながらの回すマッサージ器ですか、お風呂屋さんにも昔あったような、かなり手もみ、手もみといっても今どきのやつではなくて、一番私あれのほうが効くのではないかなと思うのですけれども、かなり古い健康器具が置いてあります。それはそのままふれあいセンターから持ってきてまして、この辺の健康器具を充実させてほしいというご意見もございます。

それからあと、オープン、スチームコンベクションを入れたのですけれども、ここにバットが欲しいとか、細かい話でいうと幾つか出ております。

それから、黒板が欲しいであるとか、それから畳ですね、どうしても畳の上でくつろぎたいと。今、ソファを持ってきたり、それからカーペットもかなり落ちついた感じで敷いてあるので、そのまま座布団敷いていただいて、ごろっとしてもいいような感じではあるのですけれども、やっぱりそこがちょっと畳が欲しいなというご意見もございます。

大体ご意見、ご要望、このような形で出ておりますが、あと移転して少し様子が変わった部分についてご報告させていただきたいのですが、一番目立っているのが歌声喫茶という形で、かねてからふれあいセンターで実施していたのです。きょうお配りした資料にも、第1金曜日、ホールで歌声喫茶をやっていますって書いてあるのですが、以前、去年の10月から始めた歌声喫茶なのですけれども、旧ふれあいセンター時代は大体20名切るぐらいの参加人数だったのですが、ここで利用者が急増しまして、10月が41名、11月は既に実施した、月1回ですから42名、平均40名近くの方が参加しています。こういった方々のおかげというか影響で新規の利用登録者が10月7名、11月は現段階で8名来ております。ですので、会員登録というか利用登録をしていただいて、今ふれあいセンターを使っているのですが、歌声を利用したり、それから健康器具を目的に来る方も多くなってきたそうなのです。ふらっと立ち寄って、サロンみたいにして健康器具を使って帰っていかれるお客様も多くなってきたと。そういう利用の仕方があるよというのが口コミで伝わって、じわじわと人がふえてきているみたいです。おもしろいことに、今健康増進課のほうでやっている万歩計つけて歩く。北永井、藤久保の方が、今まで上富だと歩いていけなかったのだけれども、ここだったら来れるわとって、目的地としてふれあいセンターを選んでくれて歩いてくる。歩いてきて、少しヘルストロンとかマッサージ器に当たって、あと職員とお茶飲みながら話して帰るとか、今までとちょっと違った使

い方が出てきているようです。我々当初の目的としては、ふらっと立ち寄って地域が交流するということろを目的としておりますので、こういった目的に合ったような使い方を少しずつ皆さんしてきているなというふうに思います。

それから、どうしても日曜日って利用者が少なかつたらしいのですけれども、これまで、金曜日をあけたことによって、一般の利用の方もふえたのですけれども、いろんな団体の方が、労連に所属する団体以外のボランティア団体とかの方があそこを使ってくださるようになってきたというようなことで、利用者の層が若干変わってきているかなというふうに思います。

利用人数でいいますと、10月末で前月と比較すると、9月が882名だったのです、総利用者数が。それが11月は82名ふえて968名。少し伸びてきているかなというふうに思います。こういった多様な使い方を少しずつ皆さんが口コミで広がってきています。

一方で、ご意見をいただく内容というのは主にハード面の内容で、本当に運営をしている社協の職員の方の対応は一切、いわゆる苦情とかクレームは全くないのです。本当に一生懸命、この場所をいい場所にしようと思って、お掃除も一生懸命やっています。どうしても古い施設なので、ちょっと壁の汚れが気になったりというご意見もいただいているのですけれども、そういう指摘を受けたらすぐに毎日毎日きちっとお掃除を目を配ってやってくださっているということで、やはり今までの信頼関係の上に新しいセンターがあるので、多少いろんなご意見はいただくにしても、決して職員に対する苦情というのは一切ない。本当によくやっていただいているなというふうな印象がございます。

以上、雑駁なのですけれども、この1カ月の様子を皆様にお伝えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） それでは、この件は特に定例会の議案ということでもないので、自由に質疑できますけれども、何か聞きたいことがあれば。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。済みません、聞き取りづらい声しておりますけれども、よろしく願います。

ふれあいセンター、もう地域に開かれたふれあいセンターということで、今お伺いしていますといろんな方が利用されているということで、例えばふらっと立ち寄る方もいるということでした。9月議会のときに、福祉施設の安全対策ということで私質問させていただいたのですけれども、ふらっと立ち寄った方が福祉施設のほうに入り込んでいくというような、そんな懸念はないのか、そこをちょっと心配をしていたところなのですが、もしそういうことがあれば、ふれあいセンターを使っている人たちが悪いことをするというのではなくて、何が起きるかわからないというところで安全対策がちゃんととられているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 安全面というのは非常に重要な問題だと思っております。今までと違った方がこの施設の敷地内に入ってくるということのご質問、ご心配だと思っておりますけれども、基本的にはそれぞれの施設、ふれあいセンターもそうですけれども、必ず職員の前を通らないと入れないようなつくりになっております。そういったことで、基本的にはそこできちっと防げるかなというふうな気はするのですけれど

も、そのほか三者、めぐみ会、社協、子どもと頻りに連絡をとり合って、いろんな情報については共有していますので、そういう不審者情報が出てきたときには対策をまたすぐに立てるような形をとっていきたいと思います。今まで、場所のほうもきちっと案内を誘導するような形で作っておりますので、ふれあいセンター利用者の方が施設の中に迷い込むようなことは今のところないようでございます。そのほか、ちょっと変わった、今まで見たことのないような人が入ってきたときにはそれぞれが注意をするというレベルでの今安全対策にはなっておりますけれども、基本的には目を配って、それから情報共有をして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。先ほど課長のほうから利用者の要望みたいなのをお聞きしていますので、前から言っているのですけれども、私は設置するときに、畳が欲しいというのは以前利用者がおっしゃっていたので。それとあと、天井が高いので、カラオケが聞きづらいとか、そのとおりだと思うのです。それから、舞台が欲しいという点。そういう点ありますけれども、町としてはそういった要望に対して改善されていくと思うのですけれども、時期というのはいつごろを考えているのか、もしわかりましたらお願いします。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

今の施設面に関するご質問ですけれども、基本的に天井が高い部分については、これ構造上いかんともしがたいので、下げるといふことであるとか、それから板を張って低くすればというお話もあるのですけれども、これはどう考えても構造に手を加えたり、防火上の問題もございまして、基本的に通らないというふうに考えておりますので、天井の高さは、申しわけないのですけれども、我慢をしていただくというふうなことで、今ご理解いただくようにしております。

それから、ほかの設備に関しましては、何とか、どうしても今までと比較して1カ月使ってみたときに、いろいろ目につくところは当然あると思います。あれがない、これがない。それから、あれが不便だ、これが不便だというのは確かに出てくると思うのですが、やはりしばらく我慢して使っていていただく中で、我慢という言葉は強いていいのかどうかかわからないのですけれども、その中でどうしても必要だというふうにするものについては、中でもきちっと相談をして、どのように対応していくかということは考えていかなければいけないかなと思うのですが、1カ月だけ見た段階ですぐに何か対応しなければいけないようなことについては、いただいたご意見、ご要望の中では現実的には今のところ見当たらないと。むしろ今すぐにできることってなかなかない。例えば壁が汚いとか、幾つかの点はすぐに職員が改善する方向に動いておりますけれども、物が無いというものについては、それが本当にその場所に必要かどうかということ。それから、予算をきちっと検討すること。そのあたりをちょっと考えさせていただいた上で、いつという時期がはっきりとは申し上げられないのですけれども、検討していきたいというふうに思います。

それとあと、設備面についてちょっと追加してお話すると、空調が新しくなりました。ずっとご質問いただいていた内容だと思うのですけれども、空調設備が新しくなって、少し快適な環境をつくれたかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 済みません、最後は要望ですけれども、畳とか舞台とか、そんなに要望はあるわけですからできると思いますので、その辺は早い対策していただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

いろいろな要望あると思うのですが、町の財政こんな状況なので、何でもそろえるというもう時代ではないと思うのですよね。ですから、その辺は、要望あったからといって、どんどん何か物を買うとか、もし必要だったら拠出金制度もつくって、利用者のある程度の負担をお願いするような形も考えるべきだと思うのです。何でもかんでもただ乗りという話は私はないと思うので、その辺は今後町としてどういうふうに考えているのか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 今のお答えですけれども、やはりふれあいセンターが新たな形でスタートした背景には、さまざまな問題はあるかと思えます。財政的なことは一番大きなことだと思いますし、それからサービスの提供のあり方ということもこれから考えていかなければいけないということで、ご自分たちでできることはやっていただきたいということと、それからこのふれあいセンター事業を通して高齢者が地域に貢献していくという形をつくりたい、そういう思いでやっております。今のその考えからいくと、やはりないものをすぐにそろえていくというのはなかなか難しいので、私たちとしてもご要望を聞く中で、どうしてもそれがもう利用者だけではどうしようもできないものについては基本的には精査をしていかなければいけないかなと思うのですけれども、基本的に今のところはどうしてもこの1カ月前と比較するから感情的になる部分もあると思うのです。あれがない、どうしてくれるのだというような激しい意見もあったと聞いております。ただ、やはりそれは、大変申しわけないのですけれども、この範囲の中でやっていただいているのですということを丁寧に委託先の職員がちゃんと説明をして、場合によっては私のほうも説明をさせていただくこともあるのですが、そのような形で今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

旧ふれあいセンター、あそこの処置に関しては、当然今使われていない状況だと思うのですが、どういう手だてするか。というのは、旧ふれあいセンターに畳ありますよね。あれ持ち込んだっていいと思うのですが、場合によっては、旧ふれあいセンターのものを有効利用する。舞台が持っていけるのかどうか私知りませんが、そういうふうに処置というのものではないかなと思うのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

今おっしゃったように、畳を持っていくという計画を今立てておまして、はがして持っていくということで、ちょっと管財のほうとも今話をして、それは福祉課の所管なので、福祉課が持っていくと言えばそれ

は構わないと言われておりますので、畳を持っていくというようなことも今企画はしております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

あと、天井が高いということで、空調を更新されたというのを伺っていたのですが、いわゆるエアコンそのもののききぐあいというのもどうなのかなというのも一つ心配なのですが、特にあそこ体育館なので、空調でもって部屋全体の空気そのものは暖まるかもしれないですけども、下からの、特に冬場ですよ、冷気。冷えるのではないかなとちょっと心配しているので、そこの辺大丈夫でしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

特にご要望強かったのは、暖かい、寒い。議会のほうでもお話をさせていただいたとおり、クールオアシスであったり、それからあと寒いときには暖をとってもらおうということであそこを位置づけておりますので、基本的に今カーペットを敷いて、それでどれぐらいそれが防げるかどうかわからないのですけれども、どうしてもああいう建物ですから下から冷えてくるというのはあると思います。これから本格的に冬を迎えたときに、どういうご意見、ご要望が出ていくかというのは丁寧に伺っていきたいというふうに思っております。今の段階では特にご意見はないのですけれども、そういった形でちょっと環境面。一番健康にかかわるところですので、丁寧に話を伺っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませぬか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

新しくなって、車で来られる方というのはいらっしゃるのですか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

便利な場所といっても、やっぱりさすがにどうしても車で移動する方もいらっしゃるようで、中にはいらっしゃるそうです。ただ、基本的に敷地の駐車場が狭いので、極力バスに乗っていただきたい。それから、自転車とか歩いてこれる方はそういった形も考えていただきたいということをお願いはしておりますので、車がいっぱいになるようなことは今のところ聞いておりません。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） ここのところ、ちょっと事故などのことで高齢者の方心配な事故もあったと思うので、駐車場での出入りですとか、来るときに何かあると大変なので、どうなのかなと思ってお伺いしたいのですけれども、そんなに多くないということであるということと、いらっしゃる方には十分気をつけていただくということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

今まで利用者の声というのを聞きした、要望が多いかなと思うのですが、めぐみ会さんからの例えば注意だとか、こういうことに困っているというようなことはないでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えいたします。

特にめぐみ会の職員からは、困ったこととか注意されるようなことは、目立った内容としては特にはございません。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（菊地浩二君） では、なければ、協議事項1については以上といたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時58分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前10時00分)

◎公立保育所の民営化について

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項に入ります。(2)、公立保育所の民営化について説明をお願いします。

こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） それでは、こども支援課長、杉山です。ご説明させていただきます。

公立保育所民営化の現在の状況について、まずご説明申し上げます。平成27年12月開催の全員協議会におきまして、町立保育所の現状と今後の運営につきましてご説明をいたしました。そのとおりに本年度は公立保育所民営化につきまして検討を開始いたしました。まず、平成28年5月、学識経験者を初めとする保護者代表、公募委員、各保育施設の長を委員とした公立保育所民営化検討委員会を設置いたしました。合計で5回の会議を重ねた結果、お手元に配付いたしました提言書、こちらでございます。こちら、平成28年10月14日、委員会から町長へ提言書として手渡されたものでございます。

まず初めに、提言書についてご説明申し上げます。表紙を開いてください。そうしますと、まず「はじめに」ということで、1番、検討委員会設置の背景、2番、検討委員会の基本的な考え方、3番、検討の過程というのが1枚目のページに記載がされております。その中で一番重要な部分、2の検討委員会の基本的な考え方のところをごらんください。本検討に当たりましては、まず最初に、子供のための最善の利益を最優先とするということをまず1つ目。2つ目、町内の保育の質の向上を基本といたしまして、町の保育サービス、子育て支援サービスの中身のあり方についてどのような方策が必要かということの主眼にしていくこと。3つ目、保育所のあり方と町のサービス全体としてどういう枠組みにしていくかを議論するという以上の3点を基本といたしまして議論がなされております。

次のページに行きます。Ⅰ番、町の保育サービスの現状について。その下のほうに大きいⅡ番で公立保育所についてが示されております。まず、Ⅰ番の保育サービスの現状というところでは、今後の保育需要につきまして微増傾向にあること。それから、施設等についての記載がされております。

次に、Ⅱの公立保育所についてですが、こちらにつきましては公立保育所の現状とこれを運営する町の課題ということで、それとあと公立保育所の果たす機能と役割ということで整理されております。こちらのページをごらんになりましたら次のページをめくってください。公立保育所の現状、これを運営する町の課題ですが、平成28年4月の各施設の定員数と職員配置についてでございます。済みません、少し前のページに戻ります。平成28年4月でございますが、2つの保育所ともおおよそ半数を超える臨時的任用職員により保育所が運営されていることがわかります。課題といたしましては、大きく人員面、それから経済面、財政面ということで課題を整理しております。

ここから次のページでございます。昨年12月、全員協議会で説明をした内容と基本的には変わっておりませんが、まず人員面におきましては、一番大きく異動があるのが平成31年3月、正規職員の保育士が8名退職するということが予定されております。それによりまして保育士不足というのが掲げられます。これは、正規職員の保育士の減少により、保育の質の維持、保育所を運営していくことの困難さということが示されております。

次に、財政面になります。公立保育所の運営に対する国、県の補助制度が廃止になり、保育所の運営経費につきましては交付税措置の影響ということになりますが、そちらの影響は受けず、実質全て町負担となっていることを示しております。

次に、2番の公立保育所の果たす役割、機能についてでございます。検討委員会では、公立保育所の存在には意義があるとの意見が大半でございました。公立保育所に求める役割、機能といたしまして、町の保育サービスの中心となる役割を担うべき基本的な役割、機能。それから、現状では実施していないものの、今後公立保育所に対して検討委員会として求める役割、機能といたしまして、プラスアルファとして求める役割、機能というのをまとめております。これらの検討結果により、大きいⅢ番、公立保育所民営化についてといたしまして提言がされております。検討委員会の中では、公立保育所の機能低下による町全体の保育の質の低下を招かないための方策として、公立保育所の民営化は有効である一方、公立保育所に存在価値があるということも認めております。そのため、公立保育所2カ所のうち1カ所につきましては民営化をすることを提言しています。

また、民営化を実施するに当たりまして、検討委員会として留意すべき点というのも明記されております。まず、子供たち、保護者への影響が最小限となること。また、不安や負担が少なくなるよう検討委員会では述べられております。

次のページに行きますと、検討委員会としてこれからの町の子育て支援サービスに求めていくもの、それから結びとしての意見等が示されておりますので、こちらの内容につきましては後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして、こちらの提言書を受けまして、内部にて検討をいたしました。そして、今後の方針等を決定するため、庁舎内の重要政策会議を経まして、第二保育所を民営化する方針を決定いたしました。平成31年4月からの民営化を行う予定といたします。その考え方をまとめたものがもう一枚お手元に配付いたしました。

た公立保育所民営化の基本的な考え方というものになります。

それでは、こちら1枚の裏表の基本的な考え方についてご説明申し上げます。この基本的な考え方は、公開を原則として作成しております。まず、「はじめに」でございます。これは、これまでの経過、それから町として保育をどのように認識しているかということが「はじめに」のところに書いております。

次に、I番、公立保育所の現状。先ほどの提言書の説明の際にもご説明いたしましたが、現状を示すとともに、課題は職員配置と運営経費の2面ということで整理しております。

そして、まずII番、公立保育所民営化の趣旨におきまして、正規職員の大量退職を迎えること。財政状況から見て保育所を公立保育所として直営方式で運営していくことが困難であることを示した上で、その状況を打開する方策として公立保育所民営化を実施する旨を示しております。しかしながら、全ての公立保育所を民営化ということは、町内の保育サービスのやはり核としての公立保育所の存在意義ということがあることから、こちらは行わず、検討委員会の提言にもあったように、2カ所のうち1カ所を民営化することといたします。

続きまして、民営化を実施する公立保育所及び時期につきましてですが、次のIII番、民営化を進めるに当たっての基本的な考え方に示しておりますが、まず対象となる保育所は第二保育所といたします。理由といたしましては、第三保育所は児童発達支援施設であるみどり学園を併設されております。この環境を特徴といたしまして、町全体の保育サービスの核として第三保育所を位置づけるということにいたします。これにより、これまでと同様、または向上させるような保育の実施が可能であると判断したためでございます。

また、民営化の時期につきましては、参入業者の選定、それから保育引き継ぎ計画の実施、それに相当時間を要すること。それから、正規職員及び保育士の大量退職の時期が平成31年3月であること、こちらを踏まえまして、平成31年4月からとしております。民営化の実施に当たりましては、現在の第2保育所に通われているお子さんたちが民営化後も引き続き在籍することがありますので、その影響が最小限になるよう最大限の努力を行う必要があり、町は保育の実施責任者としての役割を担っていることから、民営化後の運営についても適正なものとなるよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、IV番、民営化後の保育料、保育内容等につきましてですが、こちらは現段階においてお示しできる民営化の影響についてでございます。1つ目が保育料、2つ目が保育内容、そして3つ目が職員、この3つでまとめております。まず、保育料につきましては、通常保育料の算定は町が実施しているため、民営化により変動することはないことを明示しております。

次に、保育内容についてですが、国の定める保育指針に基づきまして、その中で各保育所が特徴を発揮しながら保育を実施するため、公立、民間に違いはないこと。そして、施設面におきましても、国または町の基準に基づいた職員配置、設備の整備を遵守しなければならないため、違いはないことを示しております。

次に、職員についてですが、正規職員と臨時的任用職員についての扱いについては、それぞれこちらに明記されたよう、町の正規職員は、ほかの保育所等、児童福祉施設等に配置。臨時職員につきましても、引き続き勤務が可能となるよう町として努めていきたいと考えております。

以上のような考えに基づきまして、公立保育所の保護者へのお知らせを配付したいと考えております。そして、周知することといたします。また、現在、新年度の保育所入所の申し込みを受け付けている状況でございます。今3階のほうで行っております。その申し込みの際にも同様の説明をしていきたいと考えてお

ります。また、現段階におきましては、民営化の具体的なスケジュール等については決定はしておりません。今後これらについて保護者の方々に適切に情報提供を行うとともに、説明会を実施していきたいと考えております。今後の事業の継続性を担保するような仕組みづくり、児童、保護者への不安の解消に努めること、以上が重要な課題であると考えておりますので、ご理解のほどいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（菊地浩二君） 何かご質問等ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

提言書に関して質問してよろしいですか。これは本当は委員の方が答えるべき話なのかなとも思うのですが、わかる範囲でちょっとお答えいただきたいのですが、ページでいきますと、こういう資料できるだけページ振っていただきたいと思うのですけれども、大きなⅢ番、4ページに当たるのかな。公立保育所の民営化についてというところで、1番の最後のほう、「できる限り子どもたちや保護者の負担や不安を少なくするとともに」って書いてあるわけです。ということは、何らかの負担や不安は生じるというのを前提で書かれていると思うのです、これ。今のお話で、保育料に関しては変動することはないということであると、不安というのは、今まで公立で第2保育所に行かれていた方、子供さんもどこかに移るのか。民営化になってそのままいくのであればそんなに不安とかってないのではないかと思うのですが、負担と不安で一体何を指して想定しているのか、お願いします。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） こども支援課、杉山です。お答えいたします。

保育所に預けているお子さんの中には、さまざまなお子さんがいらっしゃいます。その子供によっては、いろいろな配慮が必要なお子さん、それからあと特別にいろいろ支援を受けているお子さんとかもいますので、そういう方々に対して、やはりデリケートな方もいらっしゃいます。そのような方に対しては多少な不安が残ると思いますので、それぞれ個々にご説明をしていきたいという気持ちでございます。

あと、負担というのは、特徴を生かした保育の中には、基本的には料金は同じなのですが、保育園によって、共同のものを購入する場合、それから遠足等によって一部集金がある場合等もございます。その辺についてのことを示していると考えております。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 教材だとか遠足だとか、そこで臨時的な徴収という話なのです。今の話でいくと、もしそういうものが生じた場合には町が負担するというふうにならざるを得ないのですが、そういうことなのですか。そうしないと負担が減るわけじゃないですね。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 町が負担ということではなく、民営化になった場合、どういうことでそういうものが必要かということ。そういうものを理解した上で、そのまま継続していただくということ。それであと、継続に当たりましては、保護者等の意見を聞きまして、長期間にわたっての引き継ぎ保育をしますので、その中でそういう負担が少なくなるような方向を出す、またはそれによっては転園希望とかをとるとかそのようなことを今後は考えていきたいと思っております。具体的な面に関しましては、現在ではちょっと

はっきりとしたことはまだ申し上げられません。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

私がこんな質問をするのもそうなのですが、公立の場合と民営化で何が変わってくるのかというのがきちっとやっぱり示されるべきだと思うのです。そこに関して余り、今お話は何いましたけれども、ではその負担の部分というのは一体どの程度あるのか。民営化したときの受ける団体がどこになるかで変わってくるというのはわかるのですけれども、想定される、例えば三芳では3つの保育所、民間ありますよね。それが実態として、公立の場合とどの程度負担変わってくるのかとか、一般的な比較になるしかないと思うのですが、きちっとその部分を明示することが私大事だと思うのですよね、一覧表か何かで。その中で説明して、そこでまた問いが出てくるかもしれないのですが、漠然とするとすごく不安が解消されないのではないかということなので、具体的なそういうところをきちっと町としてまとめ上げる必要、比較表で結構なのですけれども、そういうものをつくるべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 個々の三芳町にあります民間の保育所につきましては、一応一覧表を添付しまして検討の題材にはいたしました。大きく集金等の金額に変わりはございません。基本的に大きいものは保育料になりますので、その他の部分ではさほどの差はなかったのです。それなので、一応細かい金額は載せておりませんでした。今現在3つは社会福祉法人ですので、集金等もほとんどないのですね、それほど差は。なので、大きく差はないと考えております。これから選定をするに当たりまして、選定委員会とかを立ち上げる中でそのような意見を生かしていきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 福祉法人がやった場合と、ほかの民間の企業が最近やっていますから、それで変わってくるというのはわかるのですが、どこを選定するかという場合にもそういう表きちっとあったほうが比較がしやすいでしょうし、それはつくっておくべきだと思うのです。いろんなケースがあるとは思いますが、ですから、そういう情報があると私のほうもこれ見てどんな負担というのが想定されているかというのははっきり見えますし、保護者に説明するときもしやすいだろうと思うので、ぜひそういう資料を今後お願いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 今後そのような資料等も明示しながら選定委員会のほうに、今後のスケジュールの中に入れていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

その前のページの3ページの2番の公立保育所の果たす役割、機能についてというところで、6行目のところなのですけれども、「その結果、公立保育所の存在には意義があるとの意見が大半であり」ということでありますけれども、これは本当にそういった意見が大半なのか、その辺はちょっと疑問なのですけれども。先ほどの4ページのほうでは、「存続意義は依然として大きいこと」というふうに書かれていますので、そ

の辺について。

○議長（菊地浩二君） 書かれていることが本当かどうかということですか。これは本当です。

○議員（吉村美津子君） 3ページのその辺の説明を。

○議長（菊地浩二君） 質問の内容わかりますか。もう一度してもらいますか。

こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 公立保育所の存在に意義があるということの意見に関しては、ここに書いてあるとおり、大半の意見が出ておりました。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、その中身について幾つか述べてもらえれば。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） その中の意見といたしましては、基本的な役割、機能というところにございますとおり、保育所を点ではなく面として、保育所の中心的な存在、横のつながりを保つための中心的な役割となる施設として公立保育所が存在価値があるということです。町の全体の保育所のあり方やアンテナショップのような機能を持つような保育所がやはり1つ必要ではないかというところでの意見が大半でした。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、おっしゃるとおり、公立としてそういったところが大事であるというふうに受けとめられるのですけれども、そうするとちょっと文章と違うのかなって。私は、今述べたことは公立としてもそこが大事であるというふうに受けとめたのですけれども。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） そのような意義を果たすために1つの保育所を残していくということの意見でまとまっております。

○議長（菊地浩二君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、そういった意義があるというふうにわかっているわけですから、それを1つにしなくたって、意義があるのだから2つ残すのが当然なことだというふうに思いますけれども、お答えは結構です。

○議長（菊地浩二君） では、ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 1枚ぺらの中なのですけれども、最後の職員についてということで、民営化後は云々とあります。正規職員は他の児童福祉施設に配属されると。その逆側を見ると、人数が、正規職員が12名ですから、説明の中で10名が退職されるということですから2名ですから、2名については当然児童館なり学童保育なんかで配属できると思いますけれども、臨時職員が17名あります。17名というのは、今現在臨時職員に採用しているときに、臨時職員の採用の申し込みのときにフルタイムで、あわせて保育士ということで希望していると思いますけれども、17名も配属される、引き続き勤務が可能となるよう努めていきますとありますけれども、その辺は大丈夫なのですか。

○議長（菊地浩二君） 保育所長。

○こども支援課第二保育所長（伊藤和江君） 保育所長、伊藤です。

臨時職員につきましては、できるだけ保護者の方の不安の解消という点からも、新たな施設に残っていただくという方向も考えております。臨時職員さんについては、新たにできる民間の保育所さんに残っていただくことで、子供たちの不安、保護者の不安の解消にもつながると考えておまして、そういった方向を臨時職員については考えております。

○議長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） それは指定管理するのかわかりませんが、そちらのほうの問い合わせとか、流れをそのようにやっていただけるということでもいいわけですね。

○議長（菊地浩二君） 保育所長。

○こども支援課第二保育所長（伊藤和江君） 伊藤でございます。

できるだけ仕事から離れないような形で続けていただく方向をこちらとしてもお示ししていきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 細谷議員。

○議員（細谷三男君） もう一点ですが、先ほどちょっと質問の中に入れましたけれども、17名の職種の希望というのは、当然これフルタイムでやっているのだと思いますよね。ということは、保育士として職種を希望しているので、今所長が言われたような形をやっていただけるということでもいいわけですね。

○議長（菊地浩二君） 保育所長。

○こども支援課第二保育所長（伊藤和江君） 伊藤です。

保育士として働いていただける方向を考えております。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

提言書の大きなⅢ番の公立保育所民営化についての2番の民営化の手法及びスケジュールについてですが、その中に、「民営化のスケジュールについては、保育実施主体の変更による子どもたちへの影響が最小限となるよう、保育引継ぎ計画の策定や引継ぎ保育の実施等に適切な期間を設定する必要がある」というふうに書かれておりますけれども、これから検討することなのかわかりませんが、もし現状でのお考えでその引き継ぎ期間、どれくらいの期間を考えているのか。

先ほど31年4月から民営化とおっしゃいましたが、引き継ぎ期間が終わって完全に民営化するのが31年4月なのか、それとも31年4月から徐々に引き継ぎを始めるのか、そこら辺説明をお願いします。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

こちらの引き継ぎに関しましては、まず来年度、事業者の選定の手続等をいたします。事業者の選定委員会等立ち上げて、来年度から選定に入りたいと思います。

引き継ぎ期間につきましては、平成30年度1年間を一応予定しております。ただ、委員会の中では1年間は長いという意見も出ております。ただ、ゆっくりと時間をかけて検討し、そして引き継ぎをしていきたい

と考えておりますので、その1年間、また6カ月になるかわかりませんが、その後31年4月に運営主体の変更ということで移りたいと私たちのほうでは考えておりますが、やはり計画等を立てながらゆっくり実施していきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私は公立保育所2つ残すべきだと思っているのですけれども、町としてはこのまま民営化の方向のようですので、やはり引き継ぎ期間というのはなるべくとって、子供たちに極力影響ないようにお願いしたいと思います。

それと、先ほど説明会を実施するというふうに、そのような説明ありましたけれども、いつごろを考えているのか。説明するのは、もちろん保護者の皆さんに対してだと思っておりますけれども、これまで公立保育所として地域とともに歩んできた保育所でもあります。子供たちが卒園しても先生方、10年、20年たっても子供たち声かけてくれてとてもうれしいというような声も聞いております。保護者だけではなく地域の皆さんにも説明する必要があるのかなとも思うのですが、そのあたり、時期と今言ったこと、いかがでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

現段階におきましては、きょうのご説明、報告の後に保護者のほうに通知を出させていただきます。その後は、今後のスケジュール等具体的なものは決まり次第説明会を開催し、はっきりとしたものが決まってから随時報告していきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

ページ数がわからないのであれですが、民営化の手法についてはどう考えているのか。いろんな手法が、ここでは3点書かれていると思うのですけれども、手法について今考えていることがあればというか決まっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） こども支援課保育担当主査。

○こども支援課保育担当主査（平野健太郎君） こども支援課の平野でございます。

今現段階、提言書の中には3点、業務委託、指定管理、あと民間移譲という形でイメージをさせていただいております。今後また検討を進めてまいる内容でございますが、その決定に対しては、町側がメリットがある、最もメリットがあるというところも踏まえた上で決定をしていく内容であろうかと思っております。提言の中身を判断すると、今現状ですと事業の継続性というところがまず1つ大きな考え方の根っこになる部分と、あとまた町の財政負担というところも一つ検討の材料になろうかと思っておりますので、ちょっとごめんなさい、今の段階で3つのうちここですというお話はできないのですけれども、考え方の基本としては今述べたような考え方で検討してまいる予定でございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） それでは、手法については現段階では決まっていなくても、今後どのようなスケジュールで誰が決定をするのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菊地浩二君） 保育担当主査。

○こども支援課保育担当主査（平野健太郎君） こども支援課の平野です。お答えいたします。

手法につきましては、また誰がというのは、庁舎内のほうでこども支援課のほうから素案を出す中で検討をしまいたいというふうを考えております。まず、どういう形にするのか、今井田議員がおっしゃったような部分が決まらないと逆に仕様書等も全くつくれない状況になりますので、できる限り早目にその部分については決定をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

まず第1に、1カ所を民営化しということで、第二保育所のほうを民営化ということで書かれているのですが、公立保育所を希望して入ってこられている方というのは今でもたくさんいらっしゃると思います。お母さんの時代から公立保育所でとてもよかった、先生に面倒見てもらって信頼できるのでは入っている方がたくさんいらっしゃると思います。民間は民間でいいところはもちろんあるのはよくわかっておりますし、そのとおりでと思うのですけれども、公立保育所のよさで入りたいと思っていらっしゃる方が1カ所になると入れなくなってしまう方がいらっしゃると思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 現在保育所の希望をとって今回も受け付けをしておりますが、公立保育所の希望と民間保育所の希望、いずれも変わりなく同じように、希望者の数はどちらが多い少ないはないです。それぞれが皆さん選んでいますので、個人で選んでいます、同じような倍率になっております。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） ということは、来年度において、来年度、これはちょっと先の話ですので、今すぐということでは皆さん考えていらっしゃると思うのですけれども、その時期においても希望は大体半々になるだろうというふうに見込みを立てていらっしゃるということなのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

まず、保護者の方の動向を見てみますと、やはり交通の便とか家に近いところというのが第1希望が多くなっております。第三保育所につきましては、ちょっと遠いといえますか通学路が入っておりますので、藤久保地域の中心にあるところがやはり必要性が高くなってきているのかなと考えております。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 本当にそのとおりでと思います。なので、今まで公立の第二保育所に通えていた皆さんが第三では通えなくなってしまうという、そういう心配があったり、そういう方もいらっしゃると思うのです。そういった場合というのは、民間になると、先ほども出てきましたけれども、ほかに負担が出てきたりとか、またそれから保育士の方々のかわり方というのはやっぱり少し公立と民間では多少違うところもあると思いますので、公立を希望されている方で場所が違って行けなくなってしまう方がいらっしゃると思うのです。その辺の皆さんに関してはどういうふうにご説明されるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 保育所長。

○こども支援課第二保育所長（伊藤和江君） 伊藤です。お答えいたします。

保護者の方の話の中から聞こえてくるのは、やはり通いやすいこと、自宅から職場に行く道のりとかを考えた上でという選択肢がまず一番の選択になっていらっしゃるのが最近の傾向だと思います。それから、公立をご希望、どうしてもとおっしゃる方、自分もそうでしたというふうな声は聞きますけれども、かかわり方等につきましては民間の保育所さんも同じくやはり公立と同様に保育の質の向上のためにという方向でそれぞれ努力しております、例えば園長、所長会議等で連絡を密にとっていくとかそういった内容で、公立の保育所が核になってという先ほどからもありますけれども、そういったことで町内の保育所の全体のレベルアップということにもつながると考えておりますので、保護者の方の不安を少しでも解消していけるようにとは思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

公立保育所民営化の考え方というところで、民営化を進めるに当たっての基本的な考え方ってⅢ番にあります。ずっとお話し伺っていたりして、1カ所だけを残すと。全部民営化という考え方もあり得ると思うのですが、1カ所残すと。ここであるのは、みどり学園と併設されているからという理由になっているのですが、これも非常に根拠としては薄いなと私は思っていて、問題は第三保育所を残す、1カ所、そこが今後どういふことになっていくのかというのは提言書にはうたっているのですよね、大きなⅡ番目で。そこにアンテナショップって、アンテナショップというのは私疑問なのですけれども、ここは除いて、プラスアルファとして求める役割、機能というところ、ここはすごく重要なところだと思うのです。こういう部分を今後第三保育所に機能として付加していくよという話がこっちの考え方のほうには何も載っていないのですよね。ここは今後、町の保育に関する考え方として非常に重要なところだと思うので、残す、第三保育所というのは名前が変わるかもしれませんが、そこに対する付加機能に関してきちっと目指す方向ですよね、明記すべきだと思うのですが、これは私の意見ですが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、2番のところの果たす機能、役割については重要な部分だと考えております。それで、やはり公立としての役割、それからあと民間になったことによってプラスアルファとしてできる役割、その辺も出てくると思いますので、それぞれよい面を生かしてプラスアルファが出るような形で質の向上については考えていきたいと思っております。これから仕様書作成とかも入ってきますので、こちらの意見を生かした形で今後進んでいけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） その部分をぜひ明文化していただきたいなど。文書にしておかないと継続性がなくなりますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 貴重な意見ありがとうございました。文書として明記して、仕様書のほう作成したりしていきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

大きいⅢの公立保育所民営化のところなのですが、今回民営化に踏み切った理由がやはり課題として人員面また財政面ということが1つなのかなと思うのですが、以前保育所のほうにお伺いした際に、やはり同じような悩みを抱えているという話を聞いたのです。やはり人員が集まらない、また報酬等の問題も生じているということでお話お伺いしたのです。これを実際民営化することによって改善できるのかどうかというのは担当課でどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えします。

まず、公立におきましては、定員適正化の関係上、正規職員の数に限られております。例えば第二保育所ですと、今現在12名で運営しております。あとは臨時職員の募集で、昨年度処遇改善等いたしまして月給制を取り入れたりして努力して、今はどうにか集まった現状にあります。ただ、しかしながら、ずっと臨時職員という待遇は変わらない状況です。31年4月には10人が退職すると第二保育所ほとんど全部がいなくなってしまうような状況なのです。その中で、2カ所を正規職員、少ない人数で正規職員に負担をこれ以上かけて、負荷をかけていくというのも難しいのかなというのがあります。あとは、民間保育所のほうにおきましては、正規職員として採用している数がやはり多少多いと思うのですよね。だから、何年間か臨時職員で働く民間の職員として採用されていくような流れもありますので、その分は三芳町で公立でやっていくよりは待遇的にはいいのではないかと考えますので、多少改善されるのではないかと思います。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

済みません、先ほどのところで私が聞き逃してしまったのかもしれませんが、説明会のスケジュールについてはお聞きしたのですが、保護者のほかにも説明会とか考えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

保護者だけではなく保育士の方にも説明をまずいたします。それから保護者の方に説明しまして、それからあと広報等におきまして町全体にそちらも周知していただくの期間はとっておきたいと思っております。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

町全体に対しては広報等そういう形で、特に説明会という形では今のところは考えていないということですか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

現在としては考えておりません。また、必要に応じて今後検討していく中で、その点については考えたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

検討委員会の基本的な考え方として子供たちの最善の利益を最優先するということで最初に説明もございましたけれども、公立の保育所2つを1つにするという時点で質の維持はとても大変なのかなと。先ほど山口議員もおっしゃいましたけれども、プラスアルファをさらに求める形になると、第三保育所1園に対する負担というのは非常に大きなものになるのではないかなと思うのですが、その辺どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 第三保育所としてできる役割というのがあると思うのです。やはり町全体の保育所の底上げをする。それからあと、町の情報の発信、園長、所長会議の実施、そのようなものは第三保育所のほうで担っていきます。あとは、サービスのほうのプラスアルファの部分としまして民間ではかなり実施されているのが支援センター機能であったり、あとは時間延長であったり、そういうのは民間のほうが進んでおりますので、そちらの点は民間のほうで実施をしていく方向で考えております。詳しい内容や仕様書につきましては、今後作成していきたいと思っておりますので、いろいろな意見を生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 三芳は、公立保育所3カ所ありました。第一保育所もすごく多くの方に親しまれていました。住民のほうから民間にしてほしいという要望は全くないはずなのですよね。全く順番が逆だと思っております。まず、保護者に民営化か公立か、どちらが利用する人たちにとってはいいのかという、そういう説明があってしかるべきだと思うのですよね。そういった説明をしないというのはなぜでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） こちらの民営化につきましては、前のときにも説明を申し上げているとおり、人員面や財政面でこのまま続けていきますと保育の質の維持をそのまま保てない現状にあるからこのような話し合いを昨年度説明をしまして検討に入ったということでございますので、その前に戻ってしまうので、そちらのほうの意見に関してはちょっと今お答えできません。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 人員的といいますけれども、退職をするのは10名ってわかっているわけですから新たに採用すればいいことですよね。実際採用していけばいいことですし、財政面も、今不交付団体だから確かに補助は入りませんが、交付団体には補助は入りますから、もしかしたら交付団体になるかもしれないですよね。財政面というのはどのくらい安くなるのか、そういったことも今明らかにされているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 今おっしゃる内容につきましては、こちらの検討に入る前に内部での

検討も実施しておりますし、算定もしております。その中で、やはり例えば人員適正化計画の中でもう今現在採用してきていない状況にあるのです。その中で、今例えば採用したとしても、ベテランの保育士が大量に退職した中で保育の質はそのまま保てるというふうには考えられる状況ではありません。そのような点も全部検討した中で、今三芳町の保育サービスの維持と向上というのを保つためにはどうしたらいいかという方策の中でこのような話が出てきておりますので、それはその以前のお話になります。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員、民営化をするなという質問であれば、この場ではふさわしくないで、一般質問等で行ってください。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 確かに一般質問とか議場でできますので、そういう点ではわかっておりますので、私は保護者に通知文を出すというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、全く通知文を出すということは後追いなのですよね。そこを利用されている方々の保護者の意見を聞いていくというのが大前提だということで、その辺について、ただ終わったから通知文を出していくというのではなくて、もう少し根本を考えるべきだと思いますけれども、その辺について最後にお尋ねします。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

今回の検討委員会につきましては、保育所の各所長、園長、それから保護者の代表、子育て審議会委員の会長、現場の方たちにおかれましてこちらの検討がされております。学識経験者です。それにつきまして、今回は検討委員会での提言書等の報告になっておりますので、そのような意見に関しては、今はちょっとお答えを控えさせていただきます。

○議長（菊地浩二君） では、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上で終了したいと思います。

暫時休憩します。

（午前10時49分）

○議長（菊地浩二君） それでは、再開いたします。

（午前10時58分）

-
- ◎三芳町いじめのないまちづくり条例
 - ◎三芳町いじめ問題対策連絡協議会条例
 - ◎三芳町いじめ防止対策推進委員会条例
 - ◎三芳町いじめ問題再調査委員会条例

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項を行います。

（3）から（6）まで一括で報告をしていただくようにしますので、ご了承願います。

また、この件につきましては、12月定例会での上程される議案となりますので、説明の後の質疑、内容につきましては、内容に関しては受け付けないということでご了承願います。例えばこの点をもう少し詳しく

説明してほしいとかそういったことや、あと聞き漏らしたということでの質問を受けたいと思いますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、(3) から (6) につきまして説明をお願いします。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課参事兼学校教育課長（佐藤和秀君） 学校教育課、佐藤でございます。よろしくお願いたします。

三芳町いじめのないまちづくり条例から三芳町いじめ問題再調査委員会条例につきましてご説明申し上げます。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、その生命また身体にも重大な危機を生じさせるものであります。いじめ問題の解決は、心豊かで安心、安全な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体の喫緊の課題であり、国は、平成25年6月、いじめ防止対策推進法を制定し、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制の整備について定めたところでございます。しかしながら、依然としていじめの認知件数は増加傾向にございます。また、いじめによる重大事態も発生は続いている状況でございまして、いじめ防止についての対応の強化が必要とされておりまして、文部科学省でも有識者会議を開きまして、新たな取り組み、さらにはいじめ防止対策推進法の手直し等についても検討が始められているというところを報道で伝えられているところでございます。この法律の中で、地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じて、その地域ごとのいじめ防止のための基本的な方針を定めるよう努めるものとするところをございまして、三芳町教育委員会でも国、埼玉県のいじめ防止基本方針を参酌して、町のいじめ防止等のための基本的な方針を策定し、取り組んでいるところでございます。また、各学校でも、この町、県、国の基本方針を参考にして、学校ごとのいじめ防止基本方針を定め、年間を通していじめ防止の推進を図っているところでございます。このように基本方針を定めて取り組んでいるところでございますけれども、新たにここでいじめ防止等に係る取り組みや組織の設置を条例化することで、三芳町の子供たちを取り囲む大人一人一人がいじめは絶対に許さない、いじめは卑劣、ひきょうな行為であるというような意識を持って、それぞれの役割や責任のもと、いじめ防止等の取り組みがより実効性のあるものとしたというふうに考えまして、条例を議会のほうに出させていただくこととなりました。条例案につきましては、7月以降、総合教育会議、教育委員会にて協議をいただいていたところでございます。また、10月5日から11月4日までパブリックコメントを出させていただきました。その中では特にご意見をいただいたものはございませんでした。

それでは、それぞれの条文につきまして説明をさせていただきたいのですが、まず一番大もとになります三芳町いじめのないまちづくり条例のほうを説明させていただきます。条例案のほうをごらんいただきたいと思います。1条では、この条例の目的につきまして、いじめ防止等のための対策について基本理念を定め、町及び学校等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的と定めております。

第2条で基本用語についての定義、第3条では基本理念として、いじめ防止等のための対策が全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにすること。特にいじめを受けた児童等の生命及び心身の保護をすることがうたわれております。

第4条では町の責務、第5条では学校及び教職員の責務、第6条では保護者の責務を定めております。

また、次のページ行っていただきまして、第7条では児童の役割、第8条では町民及びその他の関係者の役割を定めております。

第9条では、いじめ防止等の対策に係る財政上の措置を行うことを定めております。

第10条、11条では、いじめ防止対策推進法に基づく町及び学校のいじめ防止等のための基本的な方針の策定について定めております。

12条では、いじめ防止等に関係する機関、団体や教育委員会との連携を図るための組織として、三芳町いじめ問題対策連絡協議会、また三芳町いじめ防止対策推進委員会の設置について、必要事項を別途条例で定めることといたしました。

13条では、いじめによって、児童等の生命、心身または財産に重大な被害を生じさせる疑いのある重大事態への対処、調査について定めております。

14条では、重大事態に関する報告を受けた町長が調査内容の吟味及び同様事態発生防止のための施策が必要と認めた場合に、さらなる調査を行う三芳町いじめ問題再調査委員会の設置について定め、必要な事項は別途条例で定めることとしております。

第15条、16条では、再調査委員会の結果報告と必要な措置の実施について定めております。

第17条は委任事項でございまして、現在のところ、規則等の策定は考えていない状況でございます。

附則の条例施行日につきましては、平成29年4月1日とさせていただきます。

続いて、それ以降の条例でございますが、三芳町いじめ問題対策連絡協議会、これにつきましては内容としましては、いじめ防止等に関する施策の推進、いじめ等問題の実態調査、分析、いじめ防止等に関係する機関または団体との連携を図るための組織の設置につきましてはの条例でございます。

各条文につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

続いて、三芳町いじめ防止対策推進委員会条例、これはいじめ防止のための対策、関係者との連携、三芳町いじめ防止基本方針に定める内容、重大事態について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議する組織の設置にかかわる条例でございます。

そして、最後の条例でございます。三芳町いじめ問題再調査委員会条例です。これは、児童生徒の心身、財産等に重大な被害を生じさせる重大事態が発生した場合で、町または学校がこれについて調査を行います。調査の結果について町長に報告することになっておりますが、町長が必要と認めた場合に、この重大事態に関して再調査を行う機関の設置のための条例でございます。

今申し上げた3つの協議会、それから推進委員会、それから再調査委員会、それぞれ委員会の人員、メンバー構成につきましては、お配りしました資料の5を見ていただきたいのですが、ちょっといっぱいあって申しわけないのですが、一番最後です。資料の5です。よろしいでしょうか。1番に、三芳町いじめ問題対策連絡協議会でございます。これは、児童生徒の健全育成にかかわるそれぞれの関係団体が集まりまして、いじめを含めた子供たちの状況について連絡や共通理解を図っていくものでありまして、メンバーとしてはここに示させていただいたように15名を現在想定しているところでございます。

それから、2番目の三芳町いじめ防止対策推進委員会ですけれども、こちらは先ほどの協議会とは違いまして、中身といたしましては、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止等のための調査研究や有効な対策を

検討するための専門的な知見からの審議。それから、学校からのいじめに関する通報や相談を受けて、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどの機関。それから、学校で起きたいじめの事態につきまして、教育委員会として調査を行う機関としての位置づけでございますが、これは5名を想定しております。

それから、最後です。三芳町いじめ問題再調査委員会は、学校あるいは教育委員会の諮問で、推進委員会で重大事態について調査をして報告を上げた結果につきましてさらに再調査を行う第三者委員会でございます。こちらに関しては、1、2の構成員とは別の者で外部にお願いするという意味でございます。学識経験者、それから臨床心理士、社会福祉士、弁護士、医師を今のところ想定しているところでございます。このようないじめのないまちづくり条例及びそこに付随します連絡協議会、推進委員会、再調査委員会の3つの条例について次の議会のほうでご審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） では、以上となりますけれども、何か聞き漏らした点等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） なしでよろしいですか。

1点、資料5なのでございますけれども、1と2で「民生委員・児童員代表」になっているのでございますけれども、「児童委員」ですね、これ。

〔「済みません」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 1と2、両方ともそうなっていますので、訂正をしておいたほうが良いと思います。法律上の職員なので。

内容はだめです。吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1点だけ。

最後のいじめ問題再調査委員会というのがあって、それで委員長、日額5,000円、委員4,000円でございますけれども、これはどこからこういうふうな金額を持ってきたのか、もし教えてもらえれば……

○議長（菊地浩二君） それは本会議でお願いします。

ほかになければ以上としますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項（3）から（6）を終了いたします。

暫時休憩します。

（午前11時11分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前11時12分）

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） それでは、報告事項に入ります。

（1）、議会広報広聴常任委員会からの報告をお願いします。

議会広報広聴常任委員会委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

来年度の議会報告会、ふれあい座談会に関して、今まで決まったことをご報告いたします。広報広聴常任委員会は、全会派の方、それから無所属の方も所属されているので、内容に関しては伝わっているかと思いますが、現時点での決まったことだけご報告します。来年から導入予定されている政策検討サイクル、ここで住民から課題を聴取するということがございまして、これは議運のほうで検討していることですが、その聴取をやりやすくするというのと以前から課題となっています住民とのコミュニケーションの時間、これを十分とるということで、次回からはやり方を変えようということで進めてきました。その下に写真があるのですが、さまざまな空間、これはカットして、意味がないことなので。あるメーカーのホームページから持ってきたので、そうなっています。やり方として、プレゼン方式とワークショップ形式、セミナー形式、3つがここに提示されています。我々の議会報告会、ふれあい座談会というのはセミナー形式のような形で、住民の方が座って、前のほうに、ここが写真では講師が1人なのですが、我々の場合は議員が座ってやってきたと。ここのおのおのやり方の大きな違いというのに注目したのですが、まずセミナー形式、我々がやってきたのは、説明は我々がして、質疑は座っている方と議員の間でやってきた。質問とか質疑とか意見のやりとりというのは、講師と住民の方という形で行われてきました。プレゼン方式というのは、これコの字型に座るのですが、この場合の大きな特徴は、講師の方が前のほうにいます。その方との質疑もちろんあるのですが、ここで座っている方全員、コの字型に座っている人の中でも質疑や意見のやりとりができるというところが大きく違ってきます。ワークショップ形式は、さらに進んで、テーブルで島をつくるのですが、この島に座った人たちの単位で議論や質問、質疑等が行われるということで、そこが一番大きな違いです。今回の変更にあたっては、席の配置はワークショップ形式にしようということです。ワークショップ形式にしたときに非常に有利なのは、今までですと、例えば1の方が長々と質問されたりというのが、島単位になりますから、その中でおさまりますので、島によっていろんな方が発言できる時間が長くなります。やり方としては、議会報告及び質疑応答、議会報告に対する質疑応答というのは、従来どおり出席議員全員で対応すると。ふれあい座談会ではテーブルで、ワークショップ形式にしますので、テーブルで島をつくり、議員各島に2名配置して、質問に関しては、そこに座られた方と議員、2名のうち1人でも2人でもいいのですが、回答しますし、住民同士でのやりとりというのもここであり得ると思います。そういう形に変えていこうと。今回が初めての試みなので、来年度は藤久保公民館、中央公民館、竹間沢公民館3会場に絞ると。従来ですと、どこか別なところ、集会所等を利用していたのですが、今回初めての試みでどういふふうに行われるのかもはっきりまだ見えていませんので、3会場にとりあえず絞ると。参加者が多い藤久保公民館、大体30人から多いところで40人弱ぐらいの参加があったのですが、藤久保公民館大会場というふうに設置して、議員全員が参加するという形式にしたいと。中央公民館と竹間沢に関しては小会場として、中央公民館が1班、竹間沢公民館は2班が対応すると。

ここで、次に、「なお班の構成は従来通りとする」となっていたのですが、ちょっとその後というか、会派の構成がちょっと変わったので見直しをして、それは別紙のほうの班編成についてというところで班を変えております。入れかえた内容というのは、鈴木議員と井田議員がかわるということで、このままにしておくのと三芳みらいが1班のほうで2人で2班のほうで4人という構成になってしまうので、3、3に分けるといふことで、こういう入れかえをしていきたいということで、班の構成がちょっと変わります。

それとあと、十分な時間を確保するために、開始時間を午前、午後ともに30分早めるということで、これは委員会で検討していった中で、島形式にして、最後に各島での簡単な報告を受けたらどうかという、報告、発表ですね、という意見がありまして、それをとりますと、例えば4島つくと3分ぐらいで三四、十二分はかかってしまう。藤久保なんかですともっとかかってくるので、時間を早めるという形をとりたいと。

日程なのですが、4月22日の土曜日、ここの9時半から、午前中を藤久保公民館。ここはですから全員参加です。それから、13時半から16時まで竹間沢公民館、ここは2班が担当します。4月23日の日曜日、9時半から12時を中央公民館。23日の午後には、役員連盟か何かの50周年記念の式典が入っておりますので、午前中しますが、中央公民館に関してはなるべく早く撤去のほうをしないといけないという事情も抱えております。

2ページですが、これは議会報告の質疑方法なのですが、これ島は最初につくっておかないと、後でつくと大変なので、最初につくっておきます。ただ、議員は従来どおり前のほうに座って、そこで議会の報告とその質疑を受ける。住民の方は各島についていただいて、テーブルに向かうのではなくて、前方に席は向いていただくという形です。

進行なのですが、ちょっと時間がないので、はしょらせていただきます。進行に関しては読んでいただいて、説明を従来、例えば委員会の活動とかありますが、これははしょって、資料のほうで見ていただくという形をとって、時間をなるべく短くする。おおむね1時間ぐらいでおさめて、おおむね1時間というのは、最初スタートして1時間とを考えてください。挨拶とか紹介とかありますが、そういう形にして、特に予算、改選のあったときは決算になりますが、そのとき説明するべき事業のところにあらかじめ資料で二重丸しておいて、そこだけは説明するというので、今までみたいにずっと説明を、記載されているもの全部説明というのは避けるということで、時間の短縮を図りたいと。

議会報告と質疑が終わった段階で休憩を若干とります。その間でふれあい座談会の各島に議員が2名。2名にしたという理由は、1名ですとどうしても答えが偏る場合があるということがありまして、2名にしてあります。したがって、島に配置されるペアの議員というのは、在任期間とか会派で偏らないような形で配置をしようということを想定して、これでふれあい座談会を進めていこうと。

ここまで大体おおむね決まったのですが、まだまだ細かい、今後の検討課題って最後のページにあるのですが、いろいろ課題があって、これはまだ引き続き委員会のほうで検討すべき事項で、最終的には、内容にもよりますが、4月の始まるぐらいまでに決めればよいことと、それからそれ以前に決めておかなければいけないことがあります。引き続き委員会のほうで検討を続けさせていただいて、決まった段階で逐次ご報告させていただきたいというふうに思います。

事前に決定をお願いしたい事項なのですが、ここでも班の構成は従来どおりなのですが、ちょっと変えてありますので、以下のことを事前に決めていただきたいと。決めていただきたい内容は、各班の責任者1名。司会、それから報告者、報告者は4名になります。これは、議会報告の中の例えば予算のところは誰、それから特別会計と水道会計に関しては誰とか、そういう形で決めていただきたいのと、書記は2名。これは従来どおりの決め方です。小会場においては4島で構成することを考えて、標準で住民の方、参加が1島6名というふうに見ていますので、六四、二十四名が標準かなということで、そこに各担当の議員が2名ずつ配置されるという形で考えておりますので、どういう組み合わせで島を担当するかまでできるだけ早く決めて

おいていただきたいというふうに考えております。大会場においては全員参加になりますので、ちょっとこの配置、役割分担等は委員会のほうでもう少しもみたいところがありますので、最終的にはこちら委員会のほうで決めて、皆さんにお願いしたいというふうに考えております。

非常に早く進めてきたのですが、大体こんな形での、今のところ決まった内容というのはこういう形で進めよう。初めての試みなので、何が起こるかって我々も予測し得ないところもありますが、とりあえず政策検討サイクル等にも合致するような、実施するかどうかもまだ決定されていないということですが、進めるということであれば、そのとき事前にきちっと準備をして進めていきたいというのが委員会の考えです。それが1点です。

2点目として、本12月定例会なのですが、もう既にレターケースのほうに掲示のポスターは入れてあります。その後各自においてもっと必要だという場合は、議運が終わった段階で一般質問が決定されますので、それを裏面に刷り込んだやつを用意しますので、配付するのに必要な枚数は各自で事務局のほうに届け出ていただきたいということが本定例会の件です。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告、説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、12月定例会の一般質問の入ったチラシは、基本何枚とかではなくて……

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 要望があった場合は、基本100枚。要望がない方には渡しません。

○議長（菊地浩二君） 基本はゼロで、要望があれば100枚までということよろしいですか。

では、つくる準備もあるので、なるべく早目に言うておいていただければと思います。

では、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会運営委員会より報告をお願いします。

議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長（細田三恵君） お疲れさまです。細田です。本日、委員会の委員長が欠席なので、私のほうから報告させていただきます。

平成28年11月7日の議会運営委員会での協議内容を報告いたします。協議内容事項といたしましては、議員の期末手当について協議いたしました。この件に関して、賛否、意見等に相違があり、結論に至りませんでしたので、ご報告させていただきます。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

賛否の内容に関しては、賛成はいいとして、否の内容に関してどういうところで意見が調整できなかったのか、ざっとでいいのですが、よろしいですか、伺わせていただいて。

○議長（菊地浩二君） 議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長（細田三恵君） 細田です。

否のところをご説明ということだったので、ご説明軽くさせていただきます。住民の人事院勧告の基礎になるものに準じて移行となって、職員等も同じように上げるという賛否に対して、これを住民の方々へもちゃんと説明していくことが大事ということもあり、両方の意見を持たれている方がいらっしまったので、1つの賛成のほうにはまともらなかったもので、否になりました。

○議長（菊地浩二君） ちょっと補足すると、こういった財政状況において、議員のほうで期末手当を上げる時期ではないのではないかという意見があったと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 参考までに、わかればお伺いしたいのですが、当然のことながら、今回人事院勧告に従ってということになると三役、それから職員の改正もあり得ると思うのですが、例えばでは職員も含めてそこは今時期ではないという、そういう議論というふうに思ってよろしいのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） では、私のほうから言います。

その点に関しては、前回の全協で議運以外、無所属の方から意見も募集しました。基本的には中でも否定的な意見だったのですけれども、基本的には今話し合いをしているのは議員のほうの期末手当ということなので、ちゃんとした職員とか特別職、ほかの特別職ですね、そちらについての賛否については協議はしていません。そちらに関しては、中ではそういったこともあるという話程度におさまっていると思います。そのときに、職員と町長、副町長、教育長については、そのときの議案に上がったときに判断をするということになるかと思えます。間違いないですよ。

ほかにはありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上でよろしいですか。

では、以上で議会運営委員会からの報告を終了いたします。

◎その他

○議長（菊地浩二君） 続きましてその他ですが、まず皆さんの中で何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、なければ私のほうからですが、次回の全員協議会ですが、12月定例会の中で1回行います。これは、意見書の調整ということになります。

それと、12月の定例会ですけれども、12月、通常ですと20日になります。現時点では行う方向で予定していますので、年末近くなりますけれども、日程の調整をお願いしたいと思います。12月20日9時半からです。

ということで、なければこれで全員協議会を終了、閉じたいと思いますが、よろしいですか、皆さん。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、事務局お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては岩城副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（岩城桂子君） それでは、皆様、早朝より慎重審議、大変ありがとうございました。定例の全員協議会ということで、今回は各執行側のほうから、ふれあいセンターについては福祉課、そして公立保育所の民営化についてはこども支援課、また学校教育課からは4件についての条例の説明がございました。

また、各委員会のほうからは、議会広報広聴常任委員会のほうからはふれあい座談会、意見交換会等、また説明がございました。そして、議会運営委員会からこれからの期末手当についてのご報告がございましたけれども、いよいよあす、あさってが一般質問の通告日にもなっておりますし、12月定例会、今月29日から開催をされるわけでございます。

寒暖の差が結構、きょうはいいお天気ですけれども、風邪もはやっているところでございますので、どうぞお体のほうをご自愛いただきまして、また12月議会に臨んでまいりたいと思っております。

本日は大変にお疲れさまでした。

以上で終了いたします。

（午前11時32分）